



国 監 告 第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施
した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、
別紙のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 19 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和4年12月1日(木)から令和4年12月12日(月)まで

イ 実施

令和4年12月20日(火)

② 対象部局

生活環境部ごみ減量課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和4年度国立市一般会計(歳出)

ごみ収集委託 10月分(11月21日支払分)

予算科目 04.02.02.12(27)

支出額 15,671,810円(国総務第3121-1号)

10,986,074円(国総務第3121-2号)

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和4年12月1日(木)

② 資料提出期限 令和4年12月9日(金)

③ 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は、適切か。

- イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ウ 委託内容の履行確認は、適正に行われているか。また、履行期限は、守られているか。
- エ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし
- ウ 意 見

ごみ収集委託は、昭和 40 年代から委託業者 2 者と継続しての随意契約であるが、業者からの許可申請や車の証明書などの提出書類の確認をするのは主管課のみであり、他部署などの第三者の目で調査されているものではない。

これまで長期間継続委託してきたのは、業務を確実に履行し、緊急対応も可能であるとの実績評価によるものである。今後は評価や分析に主管課以外の評価が入る機会を何年かに一度は設けることで、ごみ収集の安全性、安定性、継続性を確保できると考える。

以上